

三芳町公共下水道事業
経営戦略

三芳町 上下水道課

令和3年3月

目 次

1. 経営戦略策定方針.....	1
1-1. 策定の背景と趣旨	1
1-2. 計画の位置付け.....	3
1-3. 計画期間.....	3
2. 下水道事業の概要.....	4
2-1. 沿革.....	4
2-2. 事業の現況.....	4
1) 下水道事業の概要	4
2) 施設.....	5
3) 使用料.....	9
4) 組織.....	10
5) 抜本的な改革等の取組状況の公表.....	10
3. 経営指標による評価・分析.....	11
3-1. 経営比較分析表について.....	11
3-2. 各経営指標の評価・分析結果.....	13
3-3. まとめ.....	18
1) 経営の健全性・効率性について.....	18
2) 全体総括.....	19
4. 将来の事業環境.....	20
4-1. 下水道事業将来予測.....	20
1) 将来予測の方法.....	20
2) 将来人口（行政区域内人口）の予測.....	20
3) 処理区域内人口の予測.....	21
4) 有収水量の予測.....	22
5. 投資・財政計画.....	23
5-1. 計画の策定方法等.....	23
5-2. 投資・財政計画（収支計画）.....	25
1) 今後の経営指標の推移.....	27
2) 投資計画.....	28
3) 財政計画.....	28
4) 事業推移.....	29
5) 経営の健全性・効率性.....	31
6) 今後の目標値.....	34
6. 経営基盤の強化に向けた今後の取組み.....	35

7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	36
7-1. 進捗管理及び見直しの方法.....	36
1) モニタリング.....	36
2) ローリング	36

1. 経営戦略策定方針

1-1. 策定の背景と趣旨

三芳町は、明治 22 年に町村制施行により三芳村として誕生し、以来、長期間にわたり純農村地帯として歩んできました。しかし、高度成長期には首都圏から 30km 圏内という利便性から首都近郊のベッドタウンとして、また、首都圏の流通基地としてめざましい変貌を遂げるとともに、昭和 45 年に三芳町となりました。現在では商・工・農のバランスのとれた町として今日に至っております。

このような経緯により、本町では人々が居住する都市部に加えて整然と区画された畑が残っており、さらには緑のトラスト保全地に指定された藤久保の平地林を始めとする豊かな自然が残る町となっています。

公共下水道事業はこれら多種多様な環境において、自然環境に対してはきれいな水環境を保全する施設として重要な役割を果たします。

しかし、公共下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増えています。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）及び「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年 3 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定が要請されています（図 1-1）。

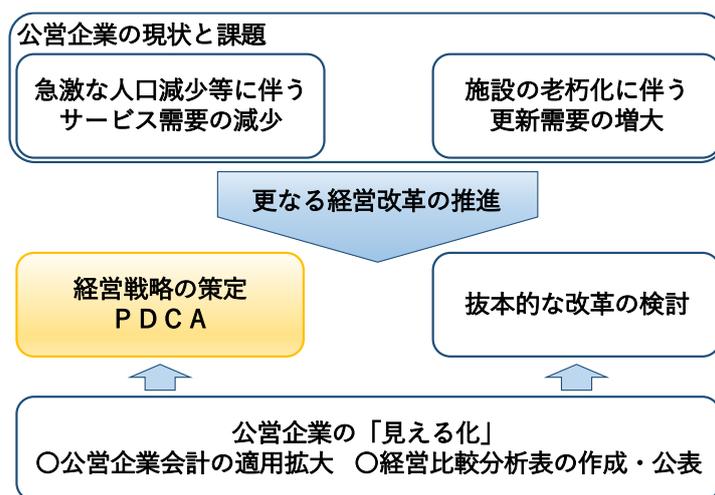


図 1-1 経営戦略策定の要請の概要

（公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会（平成 31 年 4 月 24 日開催）

資料 2-1 経営戦略の策定・改定について p.4 をもとに作成）

「経営戦略の策定に的確に取り組むためには、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要」とされています（総務省『公営企業の経営に当たっての留意事項について』（平成26年8月29日））。

また、経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議）においては、令和2年度までに全ての公営企業で経営戦略の策定が求められています（図1-2）。

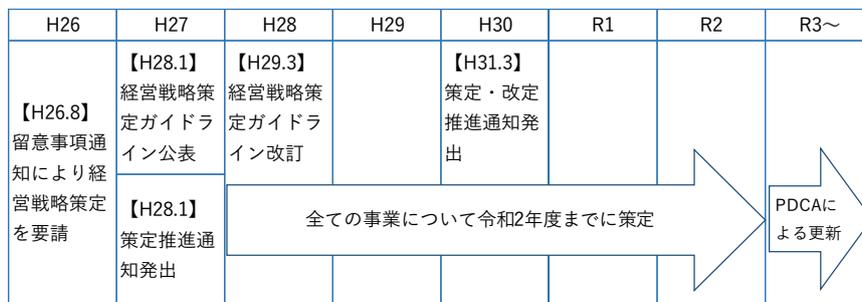


図 1-2 経営戦略の策定に係るスケジュール

（公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会（平成31年4月24日開催）
資料2-1 経営戦略の策定・改定について p.6をもとに作成）

本町では平成31年4月に地方公営企業法を適用し、財務状況を明確化するとともに、中長期的な視点に基づく計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいるところです。

本町の公共下水道施設のうち、供用開始から40年以上が経過している施設も存在することから、今後、施設の改築・修繕費用が増大することが考えられます。そこで、計画的な改築更新の実施に向け、現在ストックマネジメント計画を策定中です。

このように下水道事業運営の効率化・健全化を目指し、事業に取り組んでいるところですが、人口減少等による使用料収入の伸び悩みも重なり、一層厳しい経営環境となるため、経営基盤の強化に努める必要があります。

このような厳しい環境下においても、将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続していくため、本町の公共下水道事業の見通しを踏まえる必要があることから、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を策定するものです（図1-3）。

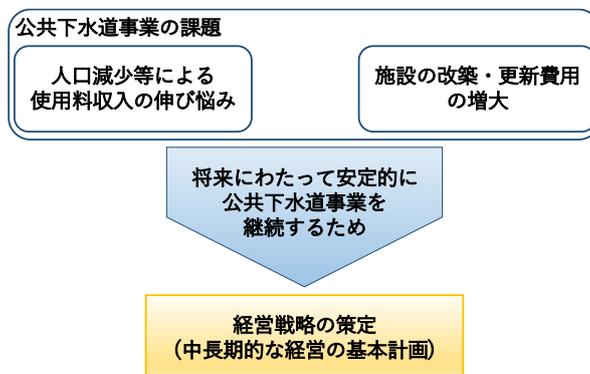


図 1-3 三芳町における経営戦略の策定の目的

1-2. 計画の位置付け

本経営戦略は、「三芳町 第5次総合計画」（以下、「総合計画」という。）を上位計画とします。

総合計画は『未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町』を将来像として定め、さまざまな施策を推進しています。この総合計画の計画期間は平成28年度から令和5年度と定めています。そして、この計画がより実効性を持った計画となるよう、今後の施策や達成目標などの進捗状況の精査を行い、令和2年度に「三芳町 第5次総合計画 後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）を策定し（令和2年度～令和5年度）、今後のまちづくりの方向を示しています。

この後期基本計画の中で、下水道事業は、「快適で持続可能な環境基盤の整備」の基本施設として位置づけられています。

一方で、本経営戦略は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」や総合計画のもとで下水道事業に関連する計画である「三芳町 ストックマネジメント計画」、「三芳町 都市計画マスタープラン」などの各種計画等と整合性を図りながら策定しています（図 1-4）。

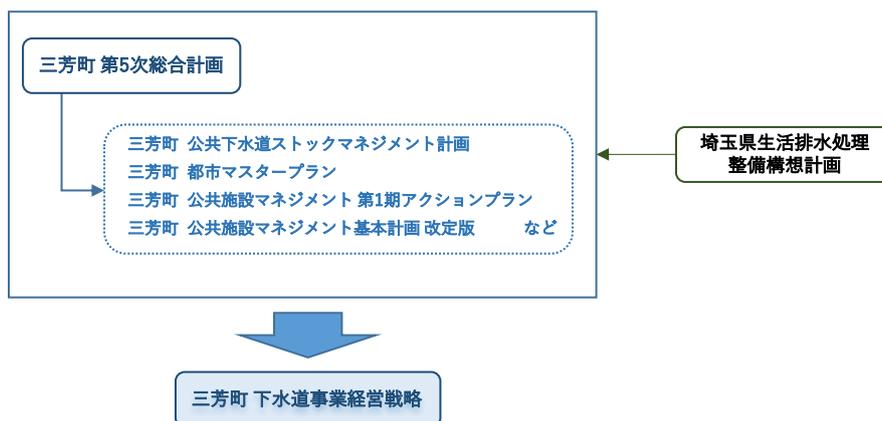


図 1-4 経営戦略の位置付け

1-3. 計画期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり、10年以上を基本としていることから、本町の公共下水道事業においては、令和3年度から令和12年度までの10年間を本経営戦略の計画の対象期間とします。

なお、本経営戦略策定後5年を目途に、地方公営企業法適用後の実績評価を踏まえた計画の見直し等を行うことを予定しています。ただし、事業の進捗や環境の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直すこととします（図 1-5）。



図 1-5 経営戦略の計画期間のイメージ

2. 下水道事業の概要

2-1. 沿革

本町の公共下水道事業は、荒川右岸流域下水道事業計画を上位計画とした「三芳町公共下水道基本計画」を昭和48年に策定し、昭和50年から事業を開始しました。また、平成元年には市街化区域等に含まれないその他の地域について、特定環境保全公共下水道として事業を開始しました。また、平成31年4月1日に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。

排除方式は分流式であり、汚水と雨水は別系統で処理されて河川へ放流されます。

荒川右岸流域下水道は、三芳町を含めた近隣の10市3町を対象としており、これら地域から排出された汚水は、和光市にある新河岸川水循環センターで処理された後、新河岸川に放流されます（図2-1）。



図 2-1 荒川右岸流域下水道

2-2. 事業の現況

1) 下水道事業の概要

事業計画における計画値及び現状値は表2-1の通り。また、事業計画における汚水の処理区域は図2-2の通りです。本町では、普及率、水洗化率ともに高い水準となっています。

表 2-1 三芳町下水道事業計画

区分	項目	計画値
計画値	計画区域面積 (ha)	907.2
	行政区域人口 (人)	35,500
	計画処理人口 (人)	29,400
現状値 (令和元年度末)	処理面積 (ha)	694.3
	行政人口 (人)	38,193
	処理人口 (人)	35,857
	水洗化人口 (人)	34,508
	普及率 (%)	93.9
	水洗化率 (%)	96.2

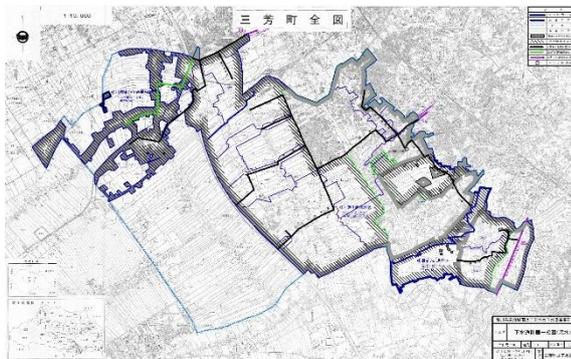


図 2-2 処理区域 (汚水)

2) 施設

本町の下水道施設は、汚水の中継ポンプ場と管路施設とから構成されています。

現在、中継ポンプ場は第1中継ポンプ場1か所のみであり、汚水ポンプを3台有しています(通常は2台運転で、1台は予備機として運用)。表2-2に機械設備の一覧を、表2-3に電気設備の一覧を示します。

表 2-2 第一中継ポンプ場施設一覧 (機械設備)

設備区分	管理番号	大分類	中分類番号	中分類	小分類番号	小分類	仕様	設置年度 (2020年度 現在)			経過年	標準耐用年数
								台数				
								(台)	西暦	和暦		
機械設備	1	沈砂池設備	201	スクリーン かす設備	001	NO.1粗目スクリーン	1,000W 1,350H 目開き50mm	1	1998	H10	22	15
					002	NO.2粗目スクリーン	1,000W 1,350H 目開き50mm	1	2018	H30	2	15
					003	NO.3粗目スクリーン	1,000W 1,350H 目開き50mm	1	1999	H11	21	15
		ポンプ設備	202	汚水ポンプ 設備	004	NO.1汚水水中ポンプ	φ300×8.5m3/分×5.2m×11kW	1	1998	H10	22	15
					005	逆止弁	300A	1	1998	H10	22	15
					006	NO.2汚水水中ポンプ	φ300×8.5m3/分×5.2m×11kW	1	2018	H30	2	15
					007	逆止弁	300A	1	2018	H30	2	15
					008	NO.3汚水水中ポンプ	φ300×8.5m3/分×5.2m×11kW	1	1999	H11	21	15
					009	逆止弁	300A	1	2018	H30	2	15
	010				NO.1汚水ポンプ (スクリューポンプ)	Φ700mm×6.3m3./分×4.82m×11kw	1	撤去		—	15	
	011				NO.2汚水ポンプ (スクリューポンプ)	Φ700mm×6.3m3./分×4.82m×11kw	1	撤去		—	15	
	012				NO.3汚水ポンプ (スクリューポンプ)	Φ700mm×6.3m3./分×4.82m×11kw	1	撤去		—	15	
	付帯 設備	203	ゲート設備	013	流入電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2018	H30	2	15	
				014	流入電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2018	H30	2	15	
				015	流入電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2018	H30	2	15	
				016	バイパス電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	1984	S59	36	15	
	クレーン物 揚設備	204	017	電動クレーン (ポンプモク室)	1 t 6m 1.5KW+0.4KW	1	残置		—	20		
			018	電動クレーン (操作室)	1 t 8m 1.5KW+0.4KW	1	残置		—	20		
			019	手動チェーンロック	1 t 水中P用	1	2019	R1	1	20		
	脱臭設備	205	020	活性炭吸着塔	角形固定床式脱臭装置 25m3/min	1	撤去		—	10		
			021	活性炭吸着塔	ハカム脱臭装置 53m2/min	1	2012	H24	8	10		
			022	吸引ファン	25m3/min 170mmAq×1.5kW	1	撤去		—	10		
			023	吸引ファン	53m3/min×0.4kW	1	2012	H24	8	10		

表 2-3 第一中継ポンプ場施設一覧（電気設備）

設備区分	管理番号	大分類	中分類番号	中分類	小分類番号	小分類	仕様	設置年度 (2020年度 現在)			経過年	標準耐用年数	
								台数 (台)	西暦	和暦			
電気設備	2	電気計装設備	206	受変電設備	024	引込計器盤	屋外柱上取付形	1	1983	S58	37	20	
						電灯盤	屋内自立閉鎖形	1	1998	H10	22	15	
			207	負荷設備	026	動力制御盤1	屋内自立自立閉鎖形	1	1998	H10	22	15	
						動力制御盤2	屋内自立自立閉鎖形	1	1998	H10	22	15	
					028	ホイスト電源盤	屋内壁掛形	1	残置		—	15	
						ホイスト電源盤	屋内壁掛形	1	残置		—	15	
						計測設備	030	流入渠水位計		1	2014	H26	6
			208	計測設備	031	ポンプ井水位計 (No.1用)	フロート式	1	2019	R1	1	10	
						032	ポンプ井水位計 (No.2用)	フロート式	1	2018	H30	2	10
						033	ポンプ井水位計 (No.3用)	フロート式	1	1999	H11	21	10
		209				監視制御設備	034	遠方監視盤 (子局)	電灯盤内	1	1999	H11	21
			035	遠方監視盤 (親局)	監視所			1	1999	H11	21	15	
			036	非常通報装置	電灯盤内設置		1	2019	H31	1	15		
		210	建築付帯設備	037	ポンプ室照明 1		1	2020	R2	0	15		
					038	ポンプ室照明 2		1	2020	R2	0	15	

機械設備では、16 施設のうち、6 施設が、電気設備では、13 施設のうち、7 施設が標準耐用年数を超過しており、令和 2 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的に更新、維持管理を行っていきます。

また、管路施設（汚水）における管路延長は、現在、約 126km となっています。昭和 58 年から平成 9 年にかけては、町の成長とともに管路の布設距離が長くなっていますが、腐食に弱いコンクリート管が多く採用されています（図 2-3）。

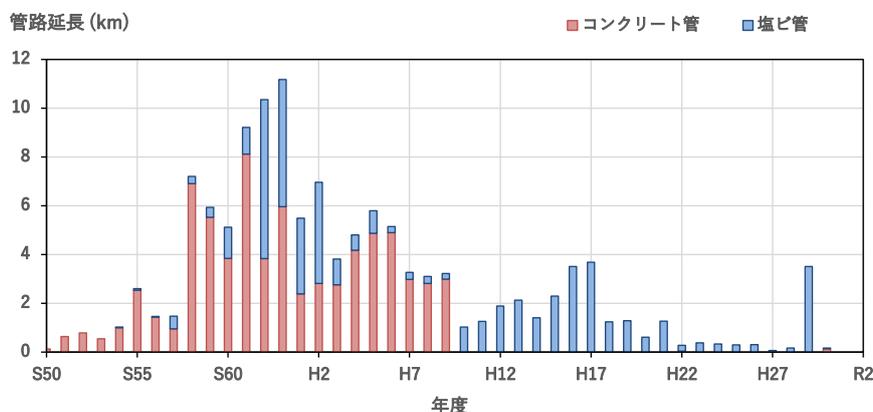


図 2-3 布設年度別の管路の延長距離

耐用年数 50 年を超過する管路は、劣化などにより道路陥没の危険性や不明水侵入の増加による処理費用の増加を招くため、更新等の対策が必要となります。

令和 2 年現在では耐用年数を超過する管路はありません。しかし、10 年後には耐用年数を超過する管路が出現し始め、20 年後には全体の 50%が耐用年数を超過します (図 2-4)。

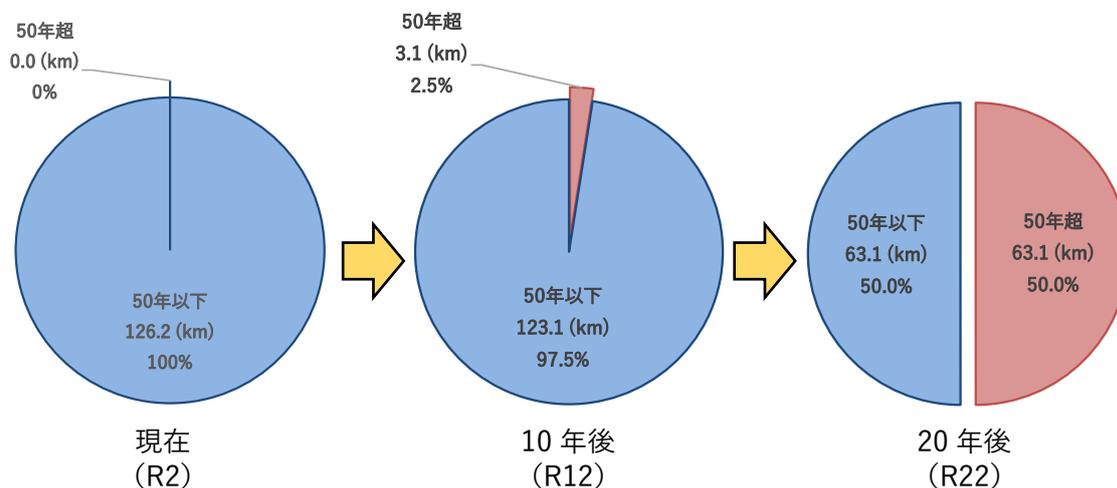


図 2-4 布設年度別の管路の延長距離

また、耐用年数を迎えていない管路でも、布設後 40 年以上経過した管路では、道路陥没の危険性が増加することが示されています (図 2-5)。

特に、腐食しやすいコンクリート管は全体の 57.8%を占めており、比較的古くに布設されていることから、早急な対処が必要となってきます (図 2-6)。

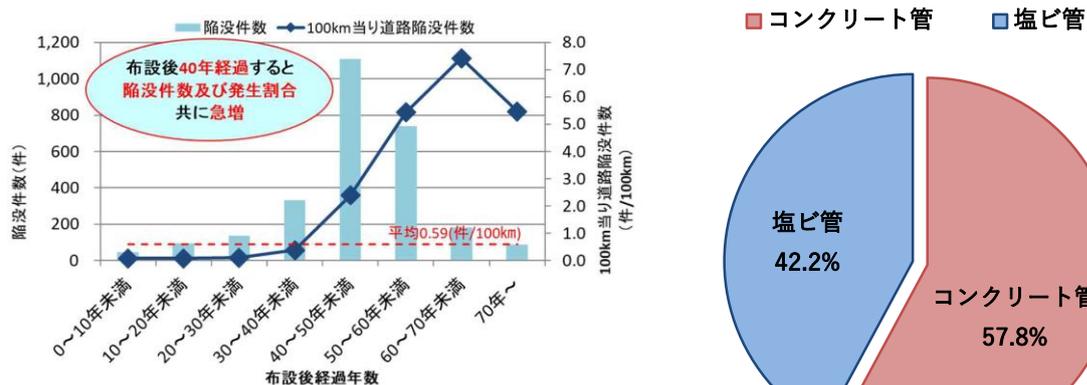


図 2-5 管路の布設経過年数と道路の陥没件数

※国土交通省 HP より引用

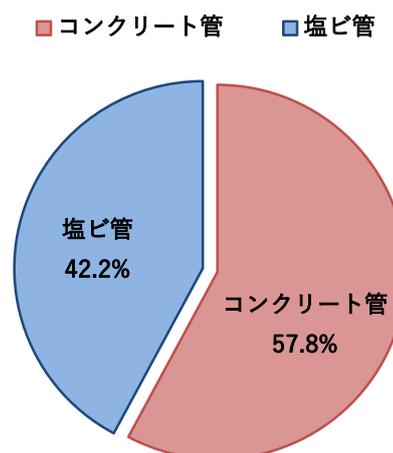


図 2-6 管種の割合

これら長い年数が経過した管路は更新を行う必要がありますが、これまでの維持管理手法では、耐用年数で更新する計画となり、図 2-7 に示すとおり、更新時期が特定の時期に集中し、事業の継続が困難となる可能性があります。

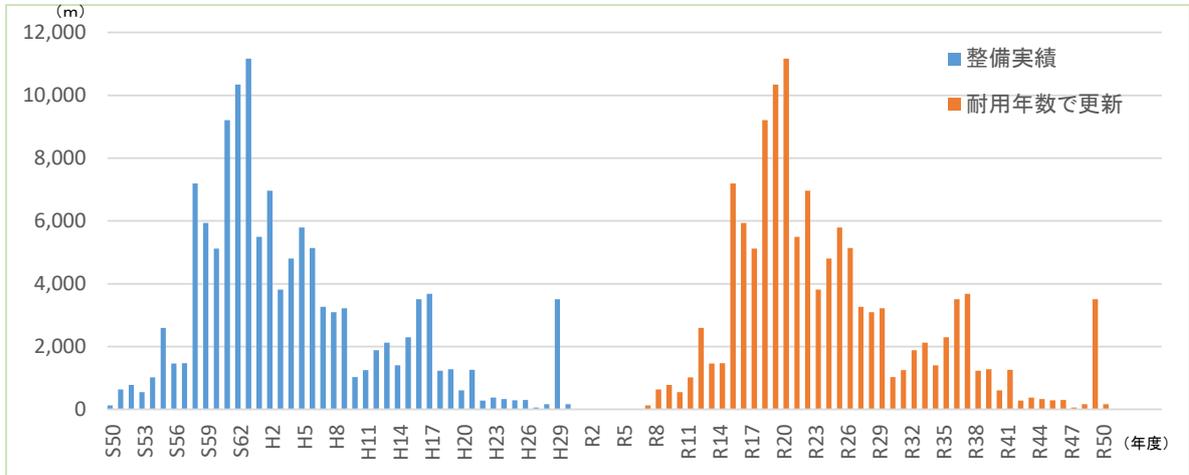


図 2-7 耐用年数で管路施設を更新した場合

そこで、今後は、令和 2 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、TV カメラ調査を実施し、健全性を把握したうえで管路の更新を効率的に行っていきます。ストックマネジメント手法による管路更新計画は図 2-8 のとおりとなり、全体の事業費を削減するとともに、事業の平準化を段階的に実施していきます。なお、本経営戦略では、ストックマネジメント計画で採用された長期的な改築事業のシナリオ検討 (図 2-8) に基づき、今後 10 年間の改築事業費を計上しております。

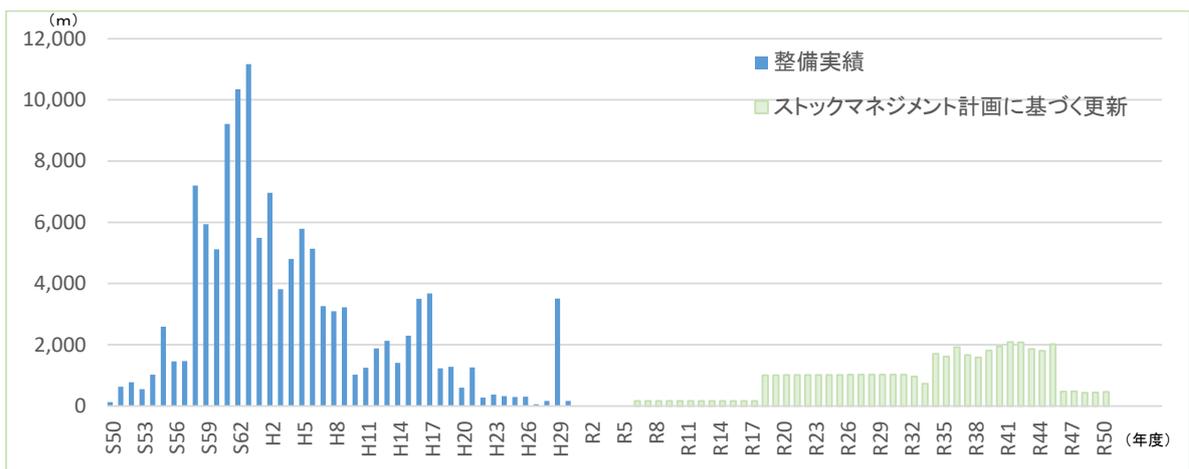


図 2-8 スtockマネジメント計画に基づいて管路施設を更新した場合

3) 使用料

公共下水道事業を含む公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制が原則であり、常に企業の経済性を発揮することが求められます。公共下水道事業が独立採算として経営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた使用料の設定を行うことが重要です。

また、使用料は、必要な費用（原価）を賄うだけでは充分ではなく、一部の資本費（将来の施設等の更新投資額等）も賄う必要があります。さらに、安定的な経営を行うためには、定期的な使用料水準の見直しも必要となります。

本町の使用料体系は表 2-5 のとおりで、平成 27 年 10 月に下水道使用料を改訂いたしました。

当時は、一般会計における経常収支比率が 100%を超え、財政力指数も落ち込むなど、財政状況が硬直しており、平成 25 年には一般会計において脱財政硬直化宣言を発布しました。

このような状況下で、下水道事業においても一般会計への依存度を低下させる必要があり、ピーク時には 16 名いた職員を 5 名に減らしたり、ポンプ場施設の交換頻度を 8 年から 10 年に延長したりと、経費削減に努めました。しかし、下水道の整備には多額の費用が必要であることから、使用料の改定に至りました。

表 2-4 下水道使用料体系の概要・考え方

使用料体系の概要・考え方	使用料体系の概要；基本使用料と従量使用料 使用料体系の考え方；現行体系は、住民生活や大口利用者の事業活動への影響を考慮し、基本使用料・従量使用料を設定	
使用料改定年月日	平成 27 年 10 月 1 日	
1 ヶ月 20 m ³ あたり条例上の使用料（令和元年度）	1,512 円	

表 2-5 下水道使用料

(2ヶ月あたり 消費税別)

区分	使用水量	下水道使用料
一般汚水	20立方メートルまで	基本料 1,200円
	20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき80円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき90円
	100立方メートルを超え150立方メートルまで	1立方メートルにつき120円
	150立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき130円
	200立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき140円
公衆浴場汚水		1立方メートルにつき60円

4) 組織

本町は町長が下水道事業管理者の職務を行っており、下水道事業管理者の権限に属する事務処理をするため上下水道課が配置されています。

上下水道一体となった組織運営で、効率的な事業運営に努めています。令和2年4月1日現在、下水道担当は6名で運営しています（図 2-9）。

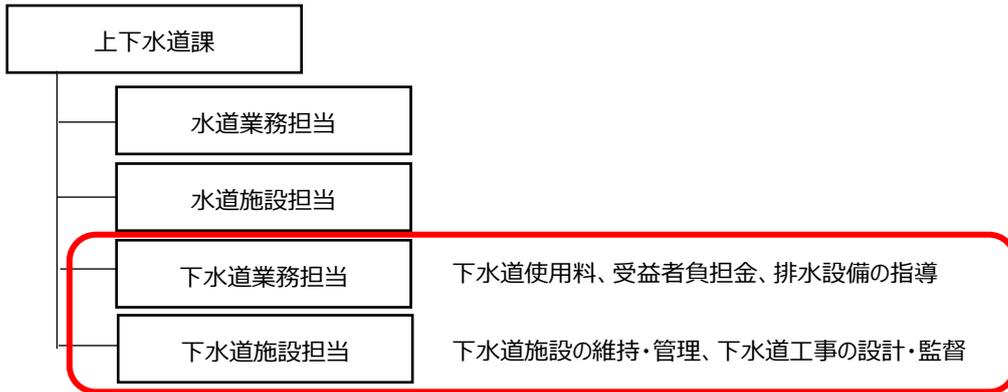


図 2-9 下水道事業に係る組織及び事務分担（令和2年4月1日現在）

5) 抜本的な改革等の取組状況の公表

本町では、町のホームページにおいて、本町下水道事業の「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況」について公表しています（図 2-10）。

- 本町の下水道事業は、現行の経営体制を継続し、経営健全化に取り組んでいく予定です。
- 今後も、自らの経営等についての的確な現状把握を行ったうえで、経営の見える化、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組んでいきます。

・公共下水道事業

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（平成30年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
三芳町	下水道事業	公共下水道事業	—

実施状況

抜本的な改革の取組						現行の経営体制を継続
事業廃止	産業化・民間譲渡	広域化等	民間活用	民間活用	民間活用	
						○

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

（現行の経営体制・手法を継続する理由）
 ・ ① 抜本的な改革の方向性について賛同の取得が困難であるため
 ・ ② 事業の規模が小さく、人員が少ない等の理由から抜本的な改革の機軸に選ばないため
 ・ ③

（本町で「③その他」となっている場合は詳細）

（今後の経営改革の方向性等）

・特定環境保全公共下水道事業

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（平成30年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
三芳町	下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	—

実施状況

抜本的な改革の取組						現行の経営体制を継続
事業廃止	産業化・民間譲渡	広域化等	民間活用	民間活用	民間活用	
						○

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

（現行の経営体制・手法を継続する理由）
 ・ ① 抜本的な改革の方向性について賛同の取得が困難であるため
 ・ ② 事業の規模が小さく、人員が少ない等の理由から抜本的な改革の機軸に選ばないため
 ・ ③

（本町で「③その他」となっている場合は詳細）

（今後の経営改革の方向性等）

HP の URL) <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/life/suidou/2016-1109-0909-29.html>

図 2-10 抜本的な改革等の取組状況の公表

3. 経営指標による評価・分析

3-1. 経営比較分析表について

各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標をとりまとめたものであり、当該事業体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

また、類似団体と比較することで、現在の水準を把握できるほか、自らの財政状況を関係機関や住民の方々等への分かり易い説明資料としても活用できます。

経営指標

【経営の健全性・効率性】

- ① 経常損益；経常収支比率／収益的収支比率（％）
- ② 使用料水準の適切性；経費回収率（％）
- ③ 費用の効率性；汚水処理原価（円）
- ④ 施設の効率性；水洗化率（％）
- ⑤ 債務残高；企業債残高対事業規模比率（％）

表 3-1 主な経営指標の概要

区分	経営指標	単位	指標の概要	算出式
事業の概要	下水道人口普及率	(%)	行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合である。当該事業の整備状況を表すものである。	現在処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
	進捗率	(%)	全体計画人口に占める処理区域内人口の割合である。全体計画に対しての進捗状況を表すものである。	現在処理区域内人口 ÷ 全体計画人口 × 100
	一般家庭使用料	(円/月)	一般家庭において1か月あたり20㎡使用した場合に下水道使用料として徴収される金額である。	一般家庭用使用料(円) (1か月20㎡あたり)
施設の効率性	施設利用率	(%)	現在晴天時平均処理水量を現在処理能力(晴天時)で除したものである。施設の利用程度を示す。	現在晴天時平均処理水量(㎡/日) ÷ 現在処理能力(晴天時)(㎡/日)
	有収率	(%)	処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。高いほど不明水が少なく効率的といえる。	年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100
	水洗化率	(%)	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合である。	現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100
経営の効率性	使用料単価	(円/㎡)	有収水量1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。	使用料収入 ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価	(円/㎡)	有収水量1㎡あたりの汚水処理費であり、その水準を示す。維持管理費と資本費とに分けられる。	汚水処理費 ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価 (分流式下水道等に要する経費 控除前)	(円/㎡)	不採算経費に対する繰出しである「分流式下水道等に要する経費」を控除する前の汚水処理原価である。	汚水処理費(分流式控除前) ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価 (維持管理費)	(円/㎡)	日常の下水道施設の維持管理に要する経費。人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費等で構成。	汚水処理費(維持管理費) ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価 (資本費)	(円/㎡)	地方債元利償還額、地方債取扱諸費等の合計額である。 (法適用企業では、減価償却費、企業債等支払利息、企業債取扱諸費等の合計額)	汚水処理費(資本費) ÷ 年間有収水量
	経費回収率	(%)	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。	使用料収入 ÷ 汚水処理費
	経費回収率 (分流式下水道等に要する経費 控除前)	(%)	汚水処理費から分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率である。	使用料収入 ÷ 汚水処理費(分流式控除前)
財政状態の健全性	総収支比率	(%)	総収益と総費用の比率を表したものである。100%未満であると総収支が赤字であることを示している。	総収益 ÷ 総費用 × 100
	処理区域内人口1人あたりの企業債(地方債)現在高	千円/人	企業債(地方債)現在高を処理区域内人口で除したものである。	企業債(地方債)現在高 ÷ 現在処理区域内人口

3-2. 各経営指標の評価・分析結果

総務省が公表する経営比較分析表の各経営指標について、本事業体の平成 26 年度から平成 30 年度の指標値を決算の状況から整理しました。また、類似団体の平均値と比較して、現在の事業規模について評価・分析しました。

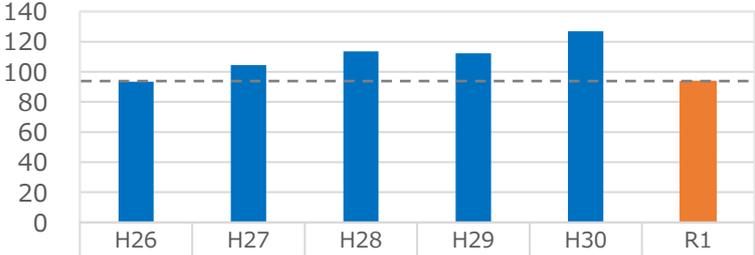
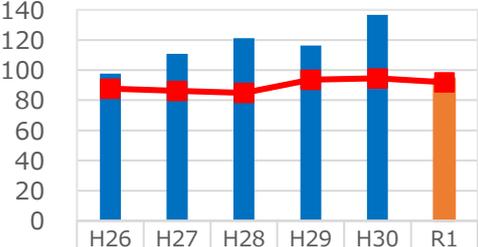
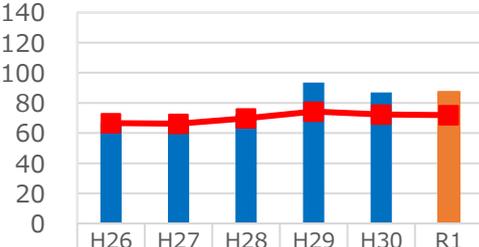
以下に、各経営指標の評価・分析結果を示します（表 3-2～表 3-6）。

表 3-2 【経営の健全性・効率性】 経常損益；経常収支比率／収益的収支比率

<p>①経常収支比率 (%)</p> <p>収益的収支比率 (%)</p> <p>(望ましい向き「↑」)</p>	$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$ $\text{収益的収支比率 (\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$																																										
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す 																																										
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 100%以上 (= 黒字) が必要です 																																										
<p>①収益的収支比率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>99.8</td> <td>105.5</td> <td>107.8</td> <td>102.8</td> <td>110.4</td> <td>124.3</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	99.8	105.5	107.8	102.8	110.4	124.3	平均値	—	—	—	—	—	—																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	99.8	105.5	107.8	102.8	110.4	124.3																																					
平均値	—	—	—	—	—	—																																					
<p>公共下水道事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>94.4</td> <td>111.1</td> <td>118.4</td> <td>112.5</td> <td>130.4</td> <td>130.8</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>107.3</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	94.4	111.1	118.4	112.5	130.4	130.8	平均値	—	—	—	—	—	107.3	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>112.4</td> <td>93.1</td> <td>86.4</td> <td>84.6</td> <td>81.7</td> <td>108.3</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>102.7</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	112.4	93.1	86.4	84.6	81.7	108.3	平均値	—	—	—	—	—	102.7
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	94.4	111.1	118.4	112.5	130.4	130.8																																					
平均値	—	—	—	—	—	107.3																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	112.4	93.1	86.4	84.6	81.7	108.3																																					
平均値	—	—	—	—	—	102.7																																					

収益的収支比率において、法非適用（H26 から H30）と法適用（R1）では算定式が異なります。

表 3-3 【経営の健全性・効率性】 使用料水準の適切性；経費回収率

②経費回収率 (%) (望ましい向き「↑」)	$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$																																										
【指標の意味】	・ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す																																										
【分析の考え方】	・ 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています ・ 適切な使用料収入の確保ができていないか分析します																																										
<div style="text-align: center;"> ②経費回収率 (%)  </div>  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>93.3</td> <td>104.5</td> <td>113.6</td> <td>112.2</td> <td>126.8</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	93.3	104.5	113.6	112.2	126.8	93.5	平均値	—	—	—	—	—	—																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	93.3	104.5	113.6	112.2	126.8	93.5																																					
平均値	—	—	—	—	—	—																																					
公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業																																										
 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>97.7</td> <td>110.9</td> <td>121.3</td> <td>116.3</td> <td>136.8</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>87.7</td> <td>86.3</td> <td>84.9</td> <td>93.6</td> <td>94.6</td> <td>92.1</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	97.7	110.9	121.3	116.3	136.8	94.5	平均値	87.7	86.3	84.9	93.6	94.6	92.1	 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>66.7</td> <td>69.1</td> <td>72.4</td> <td>93.5</td> <td>87.0</td> <td>87.3</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>66.6</td> <td>66.2</td> <td>69.9</td> <td>74.3</td> <td>72.3</td> <td>71.8</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	66.7	69.1	72.4	93.5	87.0	87.3	平均値	66.6	66.2	69.9	74.3	72.3	71.8
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	97.7	110.9	121.3	116.3	136.8	94.5																																					
平均値	87.7	86.3	84.9	93.6	94.6	92.1																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	66.7	69.1	72.4	93.5	87.0	87.3																																					
平均値	66.6	66.2	69.9	74.3	72.3	71.8																																					

経費回収率において、法非適用（H26 から H30）と法適用（R1）で算定式が税込みと税抜き、また、汚水処理費のうち資本費について法非適用では元金償還金であったものが、法適用では減価償却費に置き換わることとなります。この資本費では法適用において償却資産全体を示すこととなります。

表 3-4 【経営の健全性・効率性】 費用の効率性；汚水処理原価

<p>③汚水処理原価（円） （望ましい向き「↓」）</p>	<p>汚水処理原価（円） = $\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$</p>																																										
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す 																																										
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な数値基準はありません ・ 経年比較や類似団体との比較等を行います ・ 高い値の場合は、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です 																																										
<div style="text-align: center;"> <p>③汚水処理原価（円）</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>107.1</td> <td>99.1</td> <td>95.6</td> <td>96.1</td> <td>71.0</td> <td>105.8</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div>			H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	107.1	99.1	95.6	96.1	71.0	105.8	平均値	—	—	—	—	—	—																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	107.1	99.1	95.6	96.1	71.0	105.8																																					
平均値	—	—	—	—	—	—																																					
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>102.3</td> <td>93.4</td> <td>89.5</td> <td>93.0</td> <td>65.9</td> <td>104.6</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>145.2</td> <td>147.5</td> <td>146.3</td> <td>136.5</td> <td>131.2</td> <td>92.1</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	102.3	93.4	89.5	93.0	65.9	104.6	平均値	145.2	147.5	146.3	136.5	131.2	92.1	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>150.0</td> <td>150.0</td> <td>150.0</td> <td>113.6</td> <td>103.5</td> <td>113.2</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>244.3</td> <td>246.7</td> <td>235.0</td> <td>221.8</td> <td>230.0</td> <td>228.5</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	150.0	150.0	150.0	113.6	103.5	113.2	平均値	244.3	246.7	235.0	221.8	230.0	228.5
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	102.3	93.4	89.5	93.0	65.9	104.6																																					
平均値	145.2	147.5	146.3	136.5	131.2	92.1																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	150.0	150.0	150.0	113.6	103.5	113.2																																					
平均値	244.3	246.7	235.0	221.8	230.0	228.5																																					

表 3-5 【経営の健全性・効率性】 施設の効率性；水洗化率

<p>④水洗化率 (%) (望ましい向き「↑」)</p>	$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$																																										
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標 																																										
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入適正化を図るため、水洗化率向上の取組が必要です 																																										
<div style="text-align: center;"> <p>④水洗化率 (%)</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>96.0</td> <td>96.0</td> <td>96.0</td> <td>96.1</td> <td>96.2</td> <td>96.3</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div>			H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	96.0	96.0	96.0	96.1	96.2	96.3	平均値	—	—	—	—	—	—																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	96.0	96.0	96.0	96.1	96.2	96.3																																					
平均値	—	—	—	—	—	—																																					
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>99.8</td> <td>99.8</td> <td>99.8</td> <td>99.8</td> <td>99.9</td> <td>99.9</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>96.1</td> <td>96.1</td> <td>96.2</td> <td>96.4</td> <td>95.9</td> <td>96.0</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	平均値	96.1	96.1	96.2	96.4	95.9	96.0	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>75.5</td> <td>75.3</td> <td>75.1</td> <td>74.9</td> <td>75.3</td> <td>75.3</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>82.4</td> <td>82.9</td> <td>83.5</td> <td>83.1</td> <td>83.3</td> <td>83.8</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	75.5	75.3	75.1	74.9	75.3	75.3	平均値	82.4	82.9	83.5	83.1	83.3	83.8
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9																																					
平均値	96.1	96.1	96.2	96.4	95.9	96.0																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	75.5	75.3	75.1	74.9	75.3	75.3																																					
平均値	82.4	82.9	83.5	83.1	83.3	83.8																																					

表 3-6 【経営の健全性・効率性】 債務残高；企業債残高対事業規模比率

<p>⑤企業債残高対事業規模比率(%) (望ましい向き「↓」)</p>	<p>企業債残高対事業規模比率 (%)</p> $= \frac{\text{企業債現在高} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$																																										
<p>【指標の意味】</p>	<p>・ 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す</p>																																										
<p>【分析の考え方】</p>	<p>・ 明確な数値基準はありません ・ 経年比較や類似団体との比較を行います</p>																																										
<div style="text-align: center;"> <p>⑤企業債残高対事業規模比率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>317.9</td> <td>227.6</td> <td>145.5</td> <td>140.4</td> <td>174.4</td> <td>180.4</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div>			H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	317.9	227.6	145.5	140.4	174.4	180.4	平均値	—	—	—	—	—	—																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	317.9	227.6	145.5	140.4	174.4	180.4																																					
平均値	—	—	—	—	—	—																																					
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>224.6</td> <td>184.3</td> <td>107.1</td> <td>100.8</td> <td>109.0</td> <td>102.3</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>839.9</td> <td>775.5</td> <td>786.5</td> <td>707.1</td> <td>733.9</td> <td>814.0</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	224.6	184.3	107.1	100.8	109.0	102.3	平均値	839.9	775.5	786.5	707.1	733.9	814.0	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>1,158</td> <td>617.5</td> <td>491.3</td> <td>365.0</td> <td>586.8</td> <td>673.1</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>1,436</td> <td>1,434</td> <td>1,298</td> <td>1,243</td> <td>1,194</td> <td>1,206</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	R1	三芳町	1,158	617.5	491.3	365.0	586.8	673.1	平均値	1,436	1,434	1,298	1,243	1,194	1,206
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	224.6	184.3	107.1	100.8	109.0	102.3																																					
平均値	839.9	775.5	786.5	707.1	733.9	814.0																																					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																					
三芳町	1,158	617.5	491.3	365.0	586.8	673.1																																					
平均値	1,436	1,434	1,298	1,243	1,194	1,206																																					

3-3. まとめ

1) 経営の健全性・効率性について

<下水道事業>

- 下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増えています。今後、損益・資産を把握することにより適切な投資を行い、事業の継続をするよう適切な経営努力をする必要があります。

<公共下水道事業>

- 平成 30 年度の決算は、平成 31 年 4 月に地方公営企業法の適用により、3 月末日付で打切り決算を行い、出納整理期間の収入支出が含まれないため、例年の決算との比較が難しい状況です。
- 「収益的収支比率」、「経費回収率」、「汚水処理原価」等は、良好な数値を示していますが、こちらについても例年との比較は難しく、単純に事業運営が好転したとは考えられません。
- 現状として、使用料収入は節水等により減少傾向にあり、一般会計からの繰入金に依存する部分があります。また、今後下水道施設の更新投資等による汚水処理費の増額が見込まれ、収入の減少と相まって、財政運営が厳しくなることが予想され、現在の収益の積立等により今後の施設更新事業に備える必要があると考えられます。
- 前述のとおり単純比較はできませんが、類似団体平均値に比しても汚水処理原価は低水準であり、費用の効率性については悪い状況とはいえないと思われれます。
- 「水洗化率」がすでに 100%に近いため、新規接続による使用料収入の増加を見込むことは難しい状況です。

<特定環境保全公共下水道事業>

- 前述のとおり例年との比較は難しいですが、使用料収入は節水等の要因により減少傾向にあり、それに伴い一般会計繰入金（基準繰出）は増加しましたが、総収益としては減少しました。支出面においては、総費用は減少しましたが地方債償還元金の増加もあり、収益的収支比率は悪化しました。もともと収益を上げるのが難しい事業であり、使用料収入だけでは賄えず、一般会計繰入金に依存しているのが現状です。急ピッチで事業展開してきたため地方債残高が多額であり財政状況は非常に厳しくなっております。ほぼ基準繰出とはいえ、一般会計の負担は大きく、経営の健全化は保たれていないと考えられます。

2) 全体総括

<下水道事業>

- 収益の中心は一般会計繰入金でありその依存度は高く、より安定した経営のためにも、使用料収入等自主財源の向上が急務となります。平成 27 年 10 月に使用料改定を行っておりますが、近い将来、使用料の見直しを検討しなければならないことも考えられます。今後、損益・資産を把握することにより適切な投資を行い、事業の継続を維持するよう努めてまいります。

<公共下水道事業>

- 新規築造事業はほぼ終了し、すでに地方債償還金も逡減し始め、人件費等可能な限り歳出削減に取り組み、また、積極的に基金積立てに努めてきました。今後は流域下水道の維持管理はもとより、近い将来、排水管の更新等本格的な維持管理の時代へと変化していくと思われまふ。このような状況下において、安定した経営を確保するためには、安定した収益に努めなければなりません。
- 管路の布設が昭和 50 年より開始されており、古い管路では布設後 40 年以上が経過しています。管路の耐用年数は 50 年であり、老朽化が進行している管路も存在すると考えられることから、今後は、ストックマネジメント計画に基づき TV カメラ調査を実施する予定です。調査結果によっては、簡易な補修ではなく、管更生等の改築工事を実施することが考えられます。また、中継ポンプ場が 1 基存在し、耐用年数を超える設備が多く存在しており、今後の設備の更新に多額の費用を要すると想定され、ストックマネジメント計画に基づく計画的な設備更新が必要です。

<特定環境保全公共下水道事業>

- 地方債の多額な償還金と流域下水道の維持管理費を主として、新規築造事業は行っていないという現状です。施設自体の老朽化は存在しないと考えられますが、経営状況の不安定な状況は続きます。
- 管路の布設が平成元年より開始されており、古い管路では布設後 30 年以上が経過しています。管路の耐用年数は 50 年であり、現時点では老朽化している施設が多数存在しているとは考えづらく、近い将来大規模な補修は必要ないと考えられます。

4. 将来の事業環境

4-1. 下水道事業将来予測

1) 将来予測の方法

将来予測の概要と手順を以下に示します（表 4-1）。

将来人口は、本町の人口ビジョン（平成 28 年 3 月策定）の予測結果を用いました。有収水量は、過去の実績傾向をふまえて予測しました。

表 4-1 水需要予測の概要

項目	概要
推計期間	令和 3 年度～令和 12 年度
行政区域内人口の推計方法	人口ビジョンにおける目標人口
処理区域内人口の推計方法	行政区域内人口の増加率
水洗便所設置済人口の推計方法	水洗化率による
有収水量の推計方法	有収率による

2) 将来人口(行政区域内人口)の予測

本町では、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年 11 月制定）に基づき、本町における人口の現状と将来展望を示した「三芳町人口ビジョン」を平成 28 年 3 月に策定しています。

本町の人口は、団塊世代が多い人口構成であり、少子・高齢化がすすむと、将来的に自然動態による減少が大きくなると考えられます。コーホート要因法による人口推計によると、令和 22 年には 3 万人を切り、令和 42 年には 2 万人まで人口が減少することが見込まれます。そこで、今後、出生率の向上及び社会移動に関する対策を講じることにより、令和 42 年においても、3 万人台の人口を維持することを目標としています。本計画では、三芳町人口ビジョンの目標人口を将来人口として用います（表 4-2、図 4-1）。

表 4-2 人口ビジョンの目標人口における前提条件

自然増減（合計特殊出生率）	社会増減
令和 12 年に 1.80 段階的に上昇	昼間人口の夜間人口化（職住接近の推進）による優良住宅地の供給等により、20 代から 40 代を中心としながら幅広い世代の転入、定住を促進

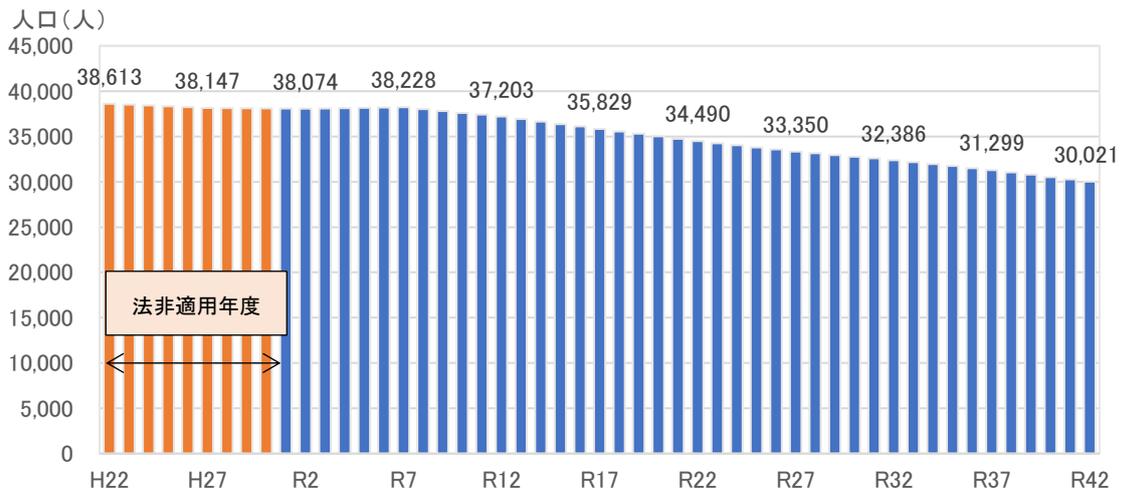


図 4-1 将来人口の見通し
(法非適用年度をオレンジ色表記)

3) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口と普及率の実績を図 4-2 に示します。過去の普及率は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業をあわせて、平成 30 年度時点で 93.9%となっております。

将来の処理区域内人口は、行政区域内人口に普及率を乗じて算出され、今後は処理区域内人口が減少するものの普及率は 93.9%を維持する見込みです。

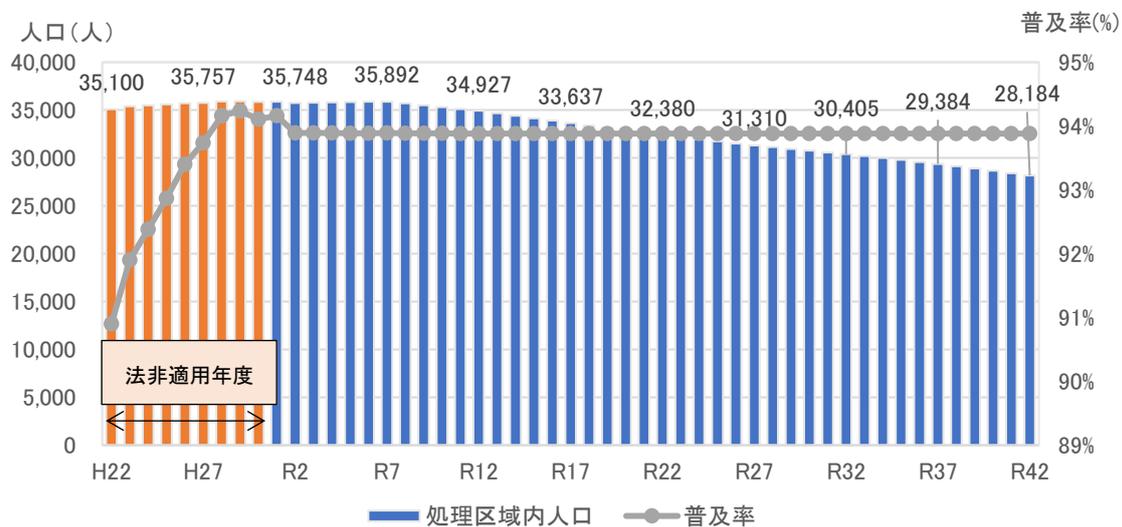


図 4-2 処理区域内人口の見通し
(法非適用年度をオレンジ色表記)

4) 有収水量の予測

有収水量と有収率の実績及び計画期間内見通しを図 4-3 に示します。

有収率とは、処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示します。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということになります。算式は以下のとおりです。

$$\text{年間有収水量} \div \text{年間汚水処理水量} \times 100$$

本町では今後、年間総処理水量が微減にて推移する見込みであり、これに伴い年間有収水量も同じように推移する見込みです。また、有収率としては今後令和 12 年度にかけて 88.0%までの微増の推移を見込んでいます。今後も不明水について継続して調査してまいります。

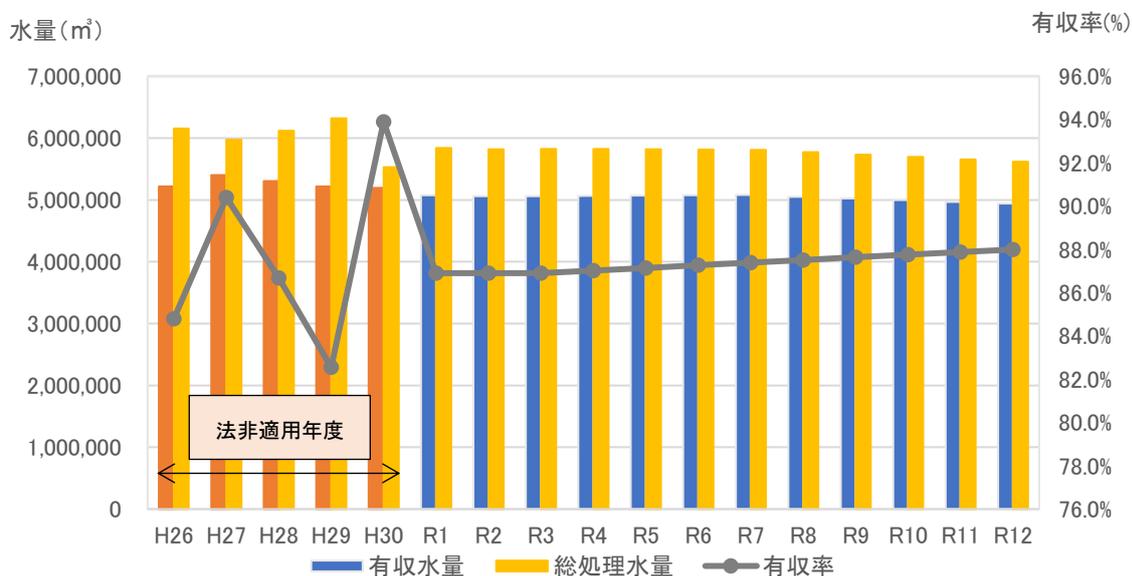


図 4-3 有収水量及び有収率の見通し
(法非適用年度をオレンジ色表記)

5. 投資・財政計画

5-1. 計画の策定方法等

収支計画策定の中で、算出した必要経費等を基にその対象期間内における財政見通しを策定しました。収支計画の策定方法は、次のとおりです。また、次ページ表 5-1 に経営戦略における収支計画策定条件の概要を示します。

<収支計画の策定方法>

- 対象期間を令和 3 年度から令和 12 年度としました。
- 令和 3 年度以降の経費等は、主に令和 2 年度予算を基礎として積算しました。
- 年次別の建設改良費を後述の投資計画から設定し、将来の減価償却費を算定しました。
- 企業債の借入金額から、将来の企業債償還金と支払利息を算定しました。

表 5-1 経営戦略における収支計画策定条件の概要

項目	策定条件				
1.策定期間	令和3年度から令和12年度までの10年間				
2.使用料収入	有収水量×単価にて計画				
3.事業計画	年間有収水量及び水洗化率にて計画				
4.資金残高	情勢の変化に対応可能となるよう確保				
5.収益的収入	—				
営業収益	2.使用料収入の推移として計画				
営業外収益	一般会計繰入金を減少傾向とするよう計画				
6.収益的支出	—				
共通事項	過年度水準から徐々に減少する推移として計画				
人件費	企業効率化により抑制として計画				
動力費・修繕費等	過年度水準を考慮した計画				
減価償却費等	計画期間で更新工事等を加味した計画				
支払利息	計画期間での起債を考慮した計画				
7.損益	老朽化状況も加味し、内部留保資金確保として計画				
8.資本的収入	—				
企業債	投資計画の工事に対する財源は、事業費の1/2を企業債で、残りの1/2は国庫補助金を充当。起債条件は以下の設定。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>起債条件</td> <td>5年据置、30年償還、利率2%</td> </tr> </table> 流域下水道建設負担金に対する財源は、負担金全額企業債を充当。起債条件は以下の設定。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>起債条件</td> <td>5年据置、30年償還、利率2%</td> </tr> </table>	起債条件	5年据置、30年償還、利率2%	起債条件	5年据置、30年償還、利率2%
起債条件	5年据置、30年償還、利率2%				
起債条件	5年据置、30年償還、利率2%				
他会計負担金	一般会計繰入金に依存しない計画				
国庫補助金	計画期間における更新工事等の財源として考慮した計画				
9.資本的支出	—				
建設改良費	ストックマネジメント計画における計画				
企業債償還金	過年度償還及び計画期間起債（据置5年）償還として計画				
10.資金収支	—				
損益勘定留保資金	補填財源として計画				
資本的収支不足額	収支バランスを考慮した計画				
企業債残高	「企業債」の条件により積算				

5-2. 投資・財政計画(収支計画)

収益的収支について、令和元年度に法適用化を行ったことで、収益的支出では減価償却費、収益的収入では長期前受金戻入額が計上されることとなりました。

資本的収支については、今後償還額が減少することの影響を見込んでおります(図 5-1)。

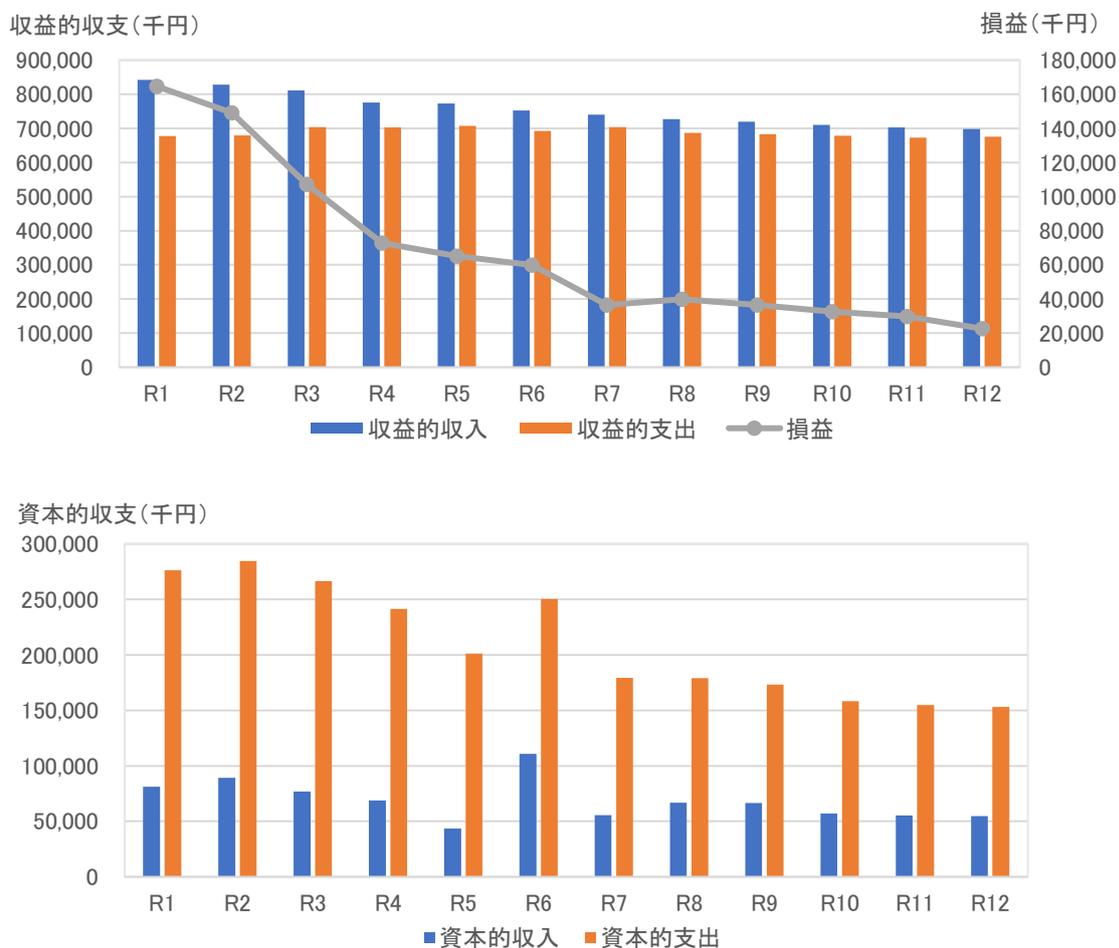


図 5-1 投資・財政計画(収支計画)

表 5-2 投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円)

区 分	年 度										
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	477,489	469,362	469,729	470,109	470,489	467,963	465,437	462,911	460,384	457,858
	(1) 使 用 料 収 入	476,861	468,762	469,129	469,509	469,889	467,363	464,837	462,311	459,784	457,258
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他 (C)	628	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	2. 営 業 外 収 益	333,418	306,129	302,818	282,508	269,600	259,186	253,862	247,626	242,587	240,092
	(1) 補 助 金	140,690	118,428	115,100	94,862	81,123	70,998	66,487	61,140	56,998	55,816
	他 会 計 補 助 金	132,690	118,001	113,205	93,755	74,015	69,301	64,675	59,957	55,330	50,597
	そ の 他 補 助 金	8,000	427	1,895	1,107	7,108	1,697	1,812	1,183	1,669	5,219
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	186,514	181,701	181,718	181,646	182,477	182,187	181,376	180,486	179,589	178,276
	(3) そ の 他	6,214	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
収 入 計 (C)	810,907	775,492	772,547	752,617	740,089	727,148	719,299	710,537	702,971	697,950	
支 出	1. 営 業 費 用	666,640	669,554	677,689	665,865	678,057	663,085	659,443	655,394	651,183	654,003
	(1) 職 員 給 与 費	20,219	20,118	20,031	19,958	19,897	19,849	19,813	19,788	19,774	19,771
	基 本 給	10,950	11,243	11,194	11,152	11,118	11,091	11,070	11,056	11,048	11,046
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	9,269	8,875	8,837	8,805	8,779	8,758	8,743	8,732	8,726	8,725
	(2) 経 費	280,724	279,492	286,325	274,000	283,973	269,569	266,472	263,115	260,195	264,590
	動 力 費	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	修 繕 費	16,214	24,345	29,801	20,461	25,905	17,314	15,973	15,766	13,679	19,801
	材 料 費	2,008	3,218	2,896	2,606	2,346	2,111	1,900	1,710	1,539	1,385
	そ の 他	261,122	250,549	252,248	249,553	254,343	248,764	247,219	244,280	243,597	242,023
(3) 減 価 償 却 費	365,697	369,944	371,333	371,908	374,187	373,666	373,158	372,491	371,214	369,643	
2. 営 業 外 費 用	37,093	33,217	29,663	26,786	25,583	24,212	23,315	22,623	21,987	21,378	
(1) 支 払 利 息 (雨 水)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 支 払 利 息 (汚 水)	31,093	27,217	23,663	20,786	19,583	18,212	17,315	16,623	15,987	15,378	
(3) そ の 他	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
支 出 計 (D)	703,733	702,771	707,352	692,651	703,640	687,297	682,758	678,017	673,170	675,382	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	107,174	72,721	65,195	59,965	36,449	39,852	36,541	32,519	29,801	22,568	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	106,969	72,721	65,195	59,965	36,449	39,852	36,541	32,519	29,801	22,568	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	351,603	424,323	489,518	549,484	585,933	625,784	662,326	694,845	724,646	747,214	
流 動 資 産 (J)	912,495	994,035	1,087,680	1,199,127	1,301,054	1,418,395	1,538,607	1,660,300	1,780,959	1,895,371	
う ち 未 収 金	97,140	78,127	78,188	78,252	78,315	77,894	77,473	77,052	76,631	76,210	
流 動 負 債 (K)	240,094	220,033	200,928	184,902	173,043	166,995	161,046	158,759	157,317	157,317	
う ち 建 設 改 良 費 分	168,141	148,080	128,975	112,949	101,090	95,042	89,093	86,806	85,364	85,364	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	68,961	68,961	68,961	68,961	68,961	68,961	68,961	68,961	68,961	68,961	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	477,489	469,362	469,729	470,109	470,489	467,963	465,437	462,911	460,384	457,858	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:千円)

区 分	年 度										
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	59,500	54,600	36,300	74,400	37,700	43,500	43,500	38,900	38,200	38,000
	う ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	756	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	16,554	11,999	6,795	6,245	5,985	5,699	5,325	5,043	4,670	4,403
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1	2,255	330	30,250	11,825	17,600	17,600	13,090	12,375	12,183
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	76,811	68,854	43,425	110,895	55,510	66,799	66,425	57,033	55,245	54,585	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 計 (A)-(B) (C)	76,811	68,854	43,425	110,895	55,510	66,799	66,425	57,033	55,245	54,585	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	78,795	73,107	53,019	121,223	66,238	77,955	78,124	69,274	68,016	67,804
	う ち 職 員 給 与 費	16,037	16,197	16,359	16,523	16,688	16,855	17,024	17,194	17,366	17,539
	2. 企 業 債 償 還 金	187,516	168,141	148,080	128,975	112,949	101,090	95,042	89,093	86,806	85,364
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	266,311	241,248	201,099	250,198	179,187	179,045	173,166	158,367	154,822	153,169	
資 本 的 収 入 額 が 資 本 的 支 出 額 に 不 足 す る 額 (D)-(C) (E)	189,500	172,395	157,675	139,303	123,677	112,246	106,741	101,334	99,576	98,583	
補 填 財 源	1. 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額	5,614	4,969	3,303	6,768	3,430	3,955	3,955	3,545	3,480	3,462
	2. 損 益 勘 定 留 保 資 金	179,183	167,426	154,372	132,534	120,247	108,292	102,786	97,789	96,097	95,121
	3. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	4,703	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	189,500	172,395	157,675	139,303	123,677	112,246	106,741	101,334	99,576	98,583	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	1,531,928	1,418,387	1,306,607	1,252,032	1,176,783	1,119,193	1,067,651	1,017,458	968,852	921,488	

○他会計繰入金

区 分	年 度										
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益 的 収 支 分		132,690	118,001	113,205	93,755	74,015	69,301	64,675	59,957	55,330	50,597
	う ち 基 準 内 繰 入 金	121,051	118,001	113,205	93,755	74,015	69,301	64,675	59,957	55,330	50,597
	う ち 基 準 外 繰 入 金	11,639	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		17,310	11,999	6,795	6,245	5,985	5,699	5,325	5,043	4,670	4,403
	う ち 基 準 内 繰 入 金	16,554	11,999	6,795	6,245	5,985	5,699	5,325	5,043	4,670	4,403
	う ち 基 準 外 繰 入 金	756	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		150,000	130,000	120,000	100,000	80,000	75,000	70,000	65,000	60,000	55,000

1) 今後の経営指標の推移

課題1：経営環境の変化

下水道事業は大規模な先行投資が必要なことから、本町の財政運営に大きな影響を与えます。さらに今後は、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の本格的な更新時期の到来を踏まえ、下水道事業をめぐる経営環境は益々厳しくなることが見込まれています(図 5-2)。

このため、未普及地域においては、地域の特性に応じた最適な事業手法を選択し、計画的かつ効率的な整備を行なうとともに、事業の経営に当たっては、人口減少や将来の需要予測等を踏まえ、投資及び維持管理の両面にわたって徹底した効率化・合理化に取り組んでいく必要があります。

課題1 人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の本格的な更新時期の到来により、下水道事業をめぐる経営環境がますます厳しくなる可能性があります。

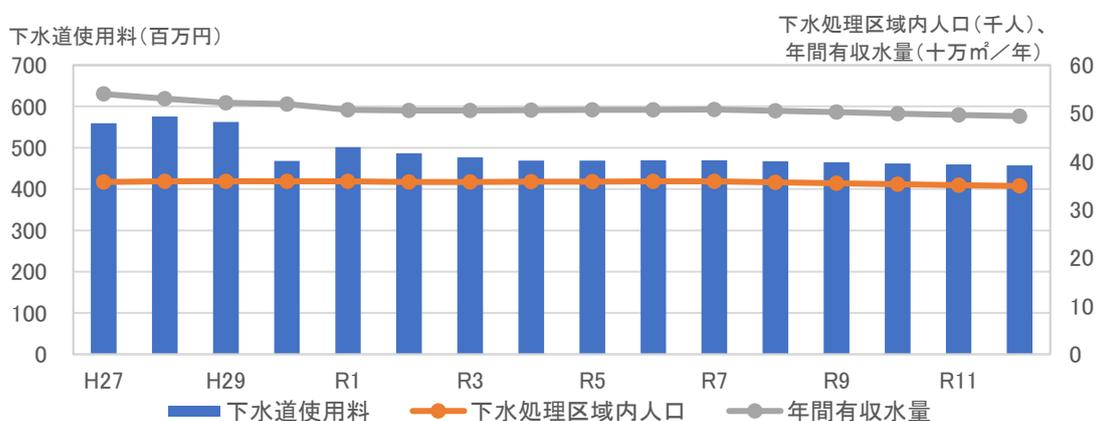


図 5-2 今後の使用料収入、処理区域内人口及び有収水量

課題2：施設の老朽化

本町の下水道施設は、事業開始から約 48 年（特定環境保全公共下水道事業は約 31 年）が経過しています。管路施設は、国交省の調べによりますと、令和元年度の下水道管路に起因する道路陥没は年間 2,900 件発生しており、布設後 40 年を経過すると陥没箇所が増加する傾向があります。また、ポンプ場施設は管路施設に比べ耐用年数が短いことから計画的な施設の更新が必要になります。このような状況の中、下水道施設の老朽化対策を適切に行うためには、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する必要があります。そこで本町では令和 2 年度に下水道施設の予防保全的な管理への転換を目的として、ストックマネジメント計画を策定しました。ストックマネジメントの考えを取り入れることで、下水道施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの最小化を図ることができます。今後は、ストックマネジメント計画に基づき計画的に施設の維持管理・更新を行っていきます。

課題2 老朽化対策等に必要な資金を確保できないおそれがあり、この状態が続けば、老朽化した施設が増大し、町民の生活に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

2) 投資計画

下水道事業の投資計画（管路・ポンプ）については、下表 5-3 のとおりです。10 年間の投資予定総額 6.5 億円としており、その内訳として管路施設 1.9 億円、ポンプ施設（更新）1.3 億円、流域建設負担金 3.3 億円程度を見込んでいます。

表 5-3 投資計画の概要

年次計画概要		単位:千円										計
		2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	
管路施設	改築	0	0	0	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	26,400	184,800
ポンプ施設	更新	35,408	5,412	792	46,200	1,980	15,840	15,840	5,016	3,300	2,838	132,626
流域建設負担金		42,386	52,400	36,000	44,200	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	330,386
投資予定額合計		77,794	57,812	36,792	116,800	54,280	68,140	68,140	57,316	55,600	55,138	647,812

予算額

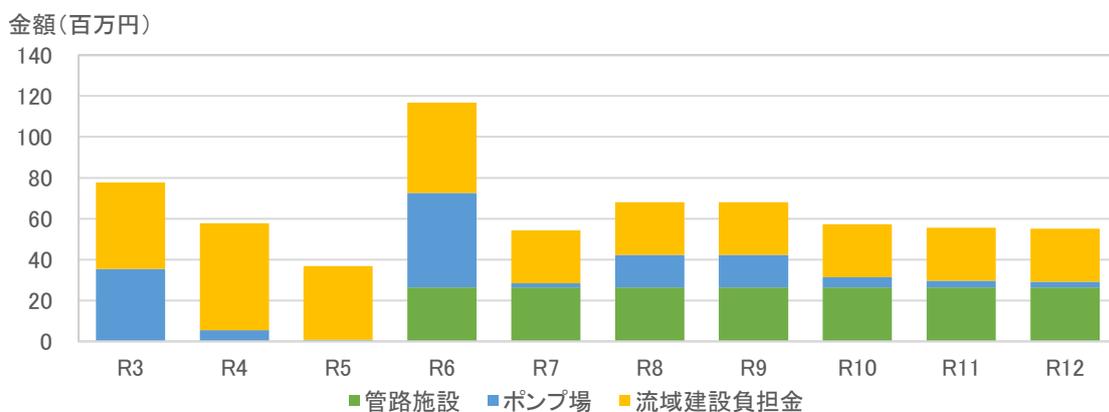


図 5-3 今後 10 年間の投資予定額の推移

3) 財政計画

①歳出の推移

下水道事業の歳出としては、建設改良費、維持管理費、減価償却費、起債償還費の元金及び利子を見込んでいます。本町では今後、維持管理費が徐々に逡減する見込みであり、かつ、元利償還費が減少する傾向になると見込んでいます（図 5-4）。

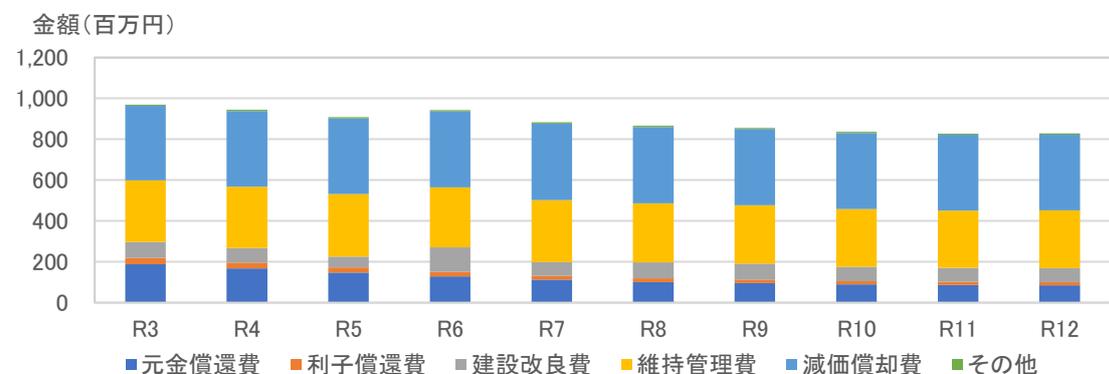


図 5-4 歳出の推移

②歳入の推移

下水道事業の歳入としては、下水道使用料や一般会計繰入金のほかに、建設事業の財源として国庫補助金、起債などがあります。本町では補助金や起債は、工事費に比例して増減すると見込んでいます（図 5-5）。

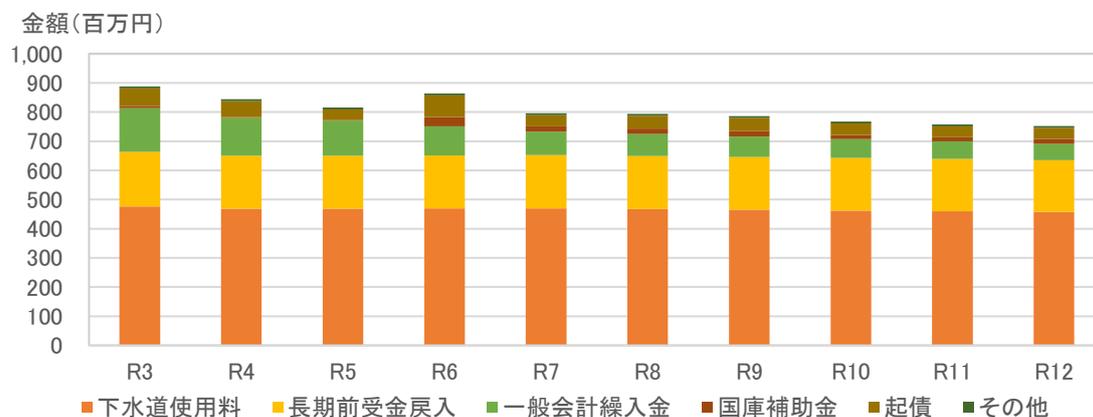


図 5-5 歳入の推移

企業債残高については、起債額よりも償還額の方が大きく、徐々に減少していく見込みです（図 5-6）。

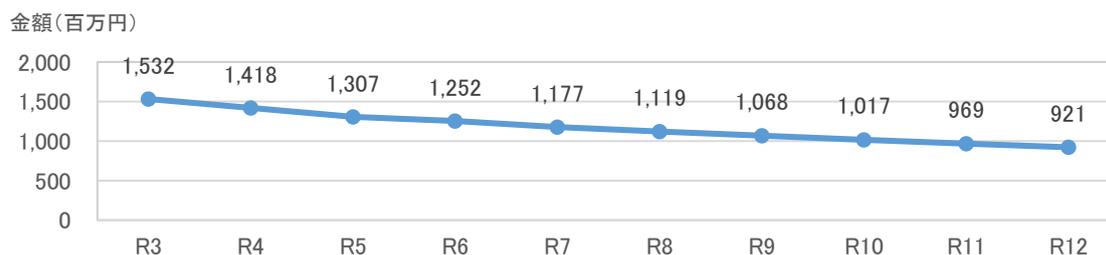


図 5-6 企業債残高の推移

4) 事業推移

一般会計繰入金は、基準内額及び基準外額を含めた総額として、約 1.5 億円から 0.6 億円程度に減少する見込みです（図 5-7）。

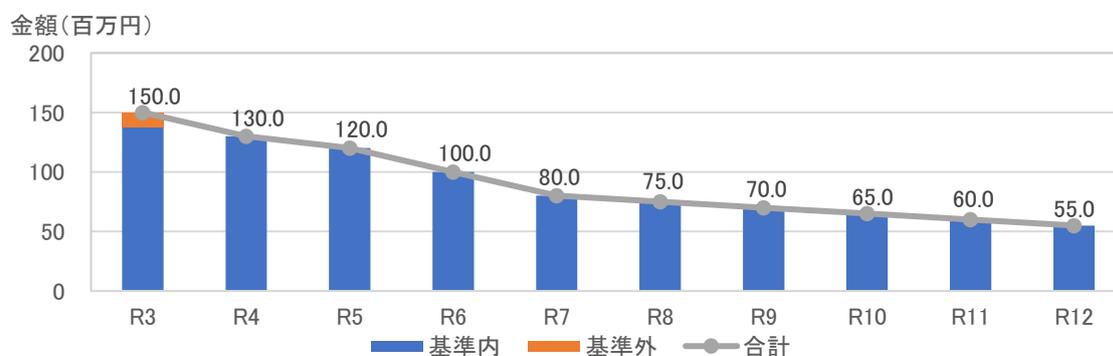


図 5-7 一般会計繰入金の推移

資金残高は、元金償還を目的とする減債積立金を除き毎年一定程度の範囲にて増加する見込みです(図 5-8)。しかしながら、計画期間中での一般会計からの繰入金金は 905 百万円を含めた数値となっております。また、後述する有形固定資産減価償却率(図 5-16 有形固定資産減価償却率の推移)は令和 12 年度には 76.9%まで増加することから、将来的な老朽化に対する更新費用が必要となり、資金残高約 1,819 百万円は将来世代に対しての資金という考えになります。

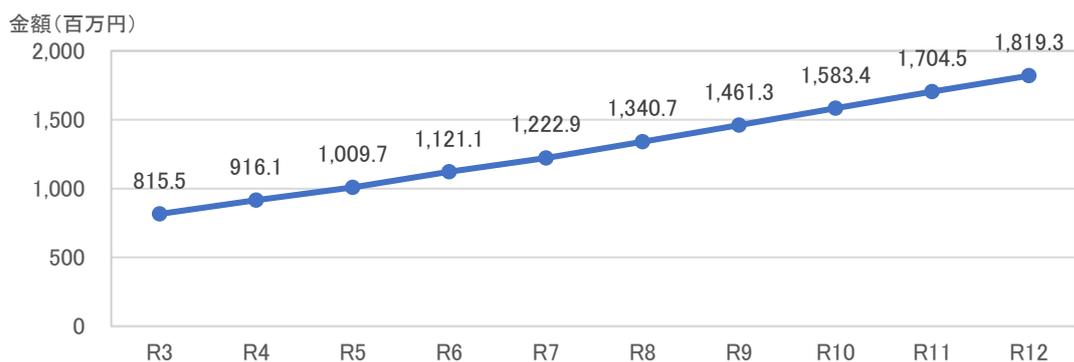


図 5-8 資金残高の推移

本町では、企業債残高は建設改良費の半分を起債することとしておりますが、それを超える償還に伴い減少傾向にあり、これにより一般会計繰入金金が減少する見込みです(図 5-9)。

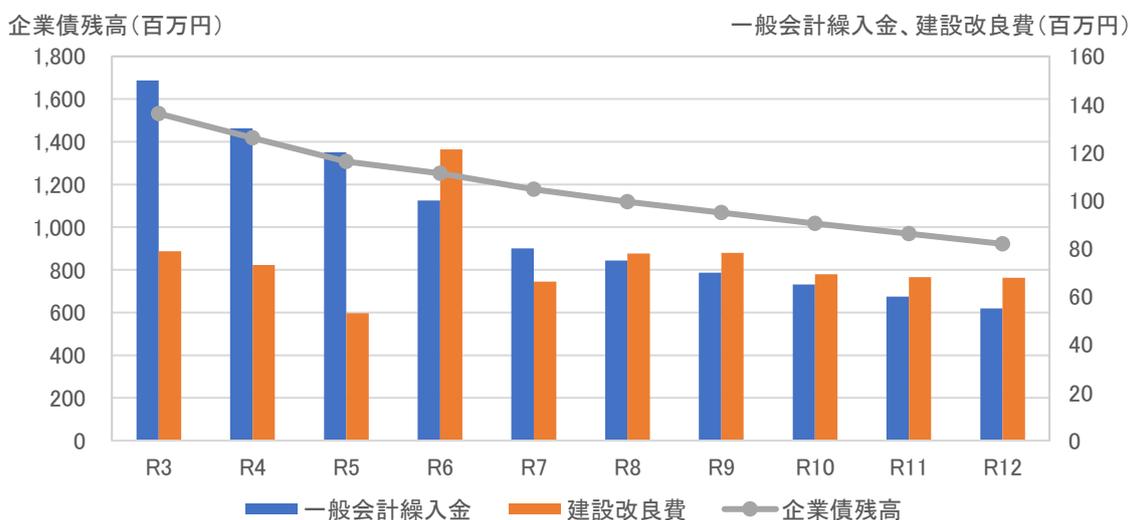


図 5-9 一般会計繰入金、建設改良費、企業債残高の推移

5) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要となります。算式は以下のとおりです。

$$\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

本町では、今後 10 年間 100%以上を維持する予定です。その経常収益の内訳に基準外の一般会計繰入金が令和 3 年度に約 12,000 千円ありますが、令和 4 年度以降は基準外の一般会計繰入金を見込んでおりません。なお、今後は更新投資等の増加も予測されるため、引き続き経営改善に取り組んでいきます (図 5-10)。

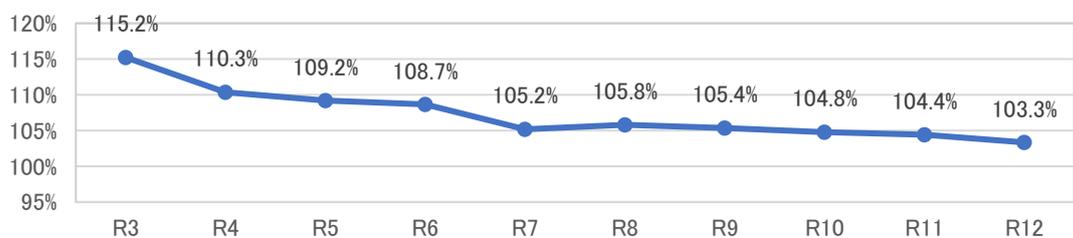


図 5-10 経常収支比率の推移

② 流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。

本町では、令和 3 年度で 379.8%であり、令和 12 年度にかけて 1203.7%まで上昇する見込みです (図 5-11)。

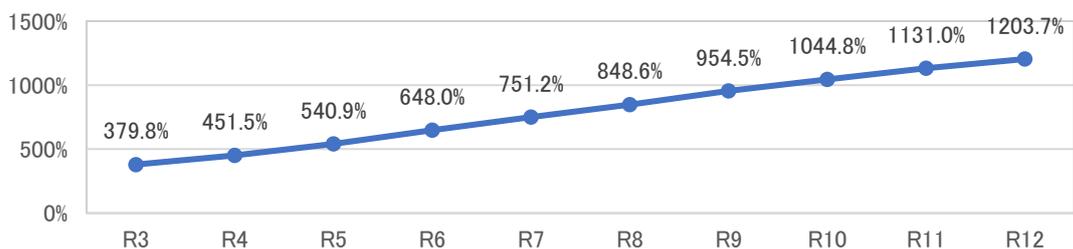


図 5-11 流動比率の推移

③ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率とは、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

本町では、令和 3 年度以降徐々に減少して推移する見込みです (図 5-12)。

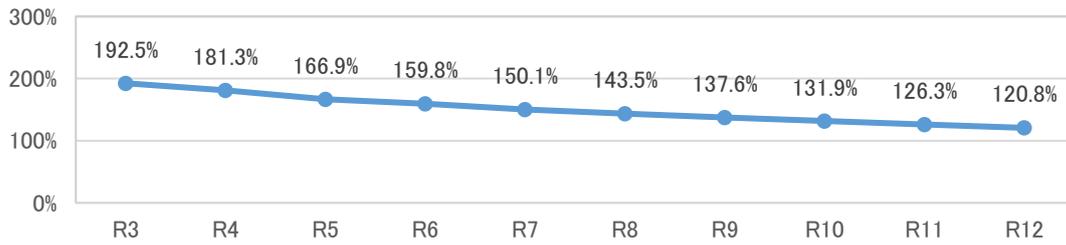


図 5-12 企業債残高対事業規模比率の推移

④経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100% 以上であることが必要であり、数値が 100% を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

本町では、計画期間内に汚水処理費の削減に努めてまいりますが、令和 12 年度には 84.1% となる見込みです。今後は、さらなる経営努力を行い、令和 15 年度を目途に 100% とする予定です (図 5-13)。

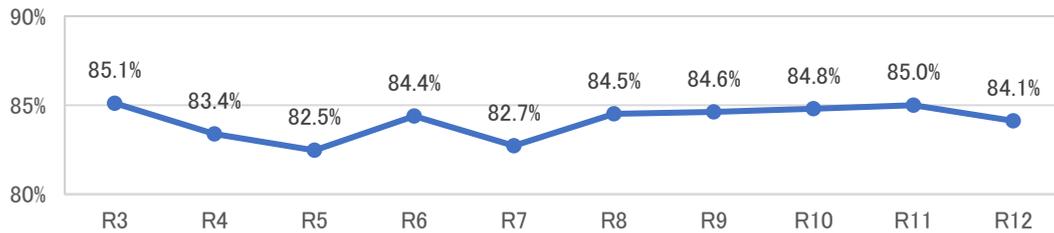


図 5-13 経費回収率の推移

⑤汚水処理費

汚水処理費の推移については、下図のとおりです。このうち、資本費はほぼ横ばいで推移しますが、維持管理費は令和 3 年度の 2.9 億円から令和 12 年度には 2.8 億円に減少する見込みです (図 5-14)。

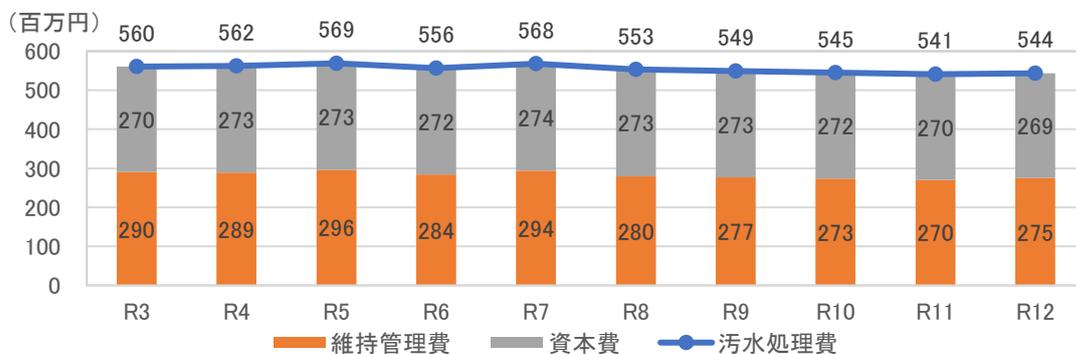


図 5-14 汚水処理費の推移

⑥水洗化率

水洗化率とは、それぞれの処理区域内で実際に下水道に接続している人口の割合です。算式は以下のようになります。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \text{水洗化人口 (人)} \div \text{処理区域内人口 (人)} \times 100$$

令和 3 年度以降について、処理区域内人口及び水洗化人口が減少傾向にありますが、水洗化率としては 96.3% で一定に推移する見込みです (図 5-15)。

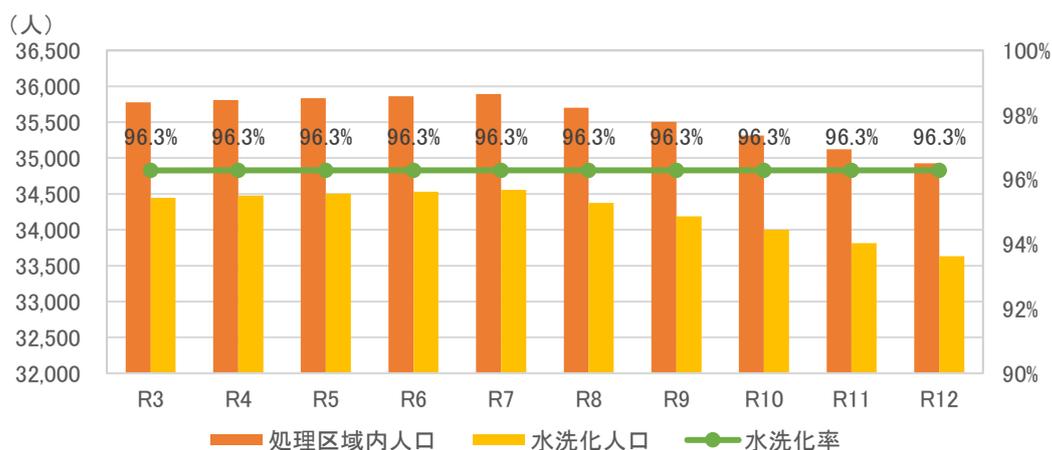


図 5-15 水洗化率の推移

⑦有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。

本町では、建設改良工事を計画どおりに進めたとしても、令和 3 年度から毎年老朽化率が進むため、有形固定資産減価償却率は増加し、令和 12 年度では 76.9% となります (図 5-16)。令和 13 年度以降も老朽化は進みますので、計画的な建設投資とその財源確保が、今後とも重要となります。

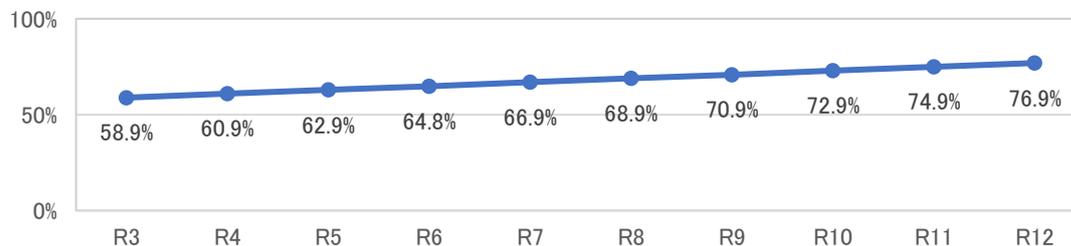


図 5-16 有形固定資産減価償却率の推移

6) 今後の目標値

本町の今後の目標値は、下表のとおりです。

表 5-4 今後の目標

項目	現状	目標値	
	令和2年度	令和8年度	令和12年度
資金残高	717百万円	1,341百万円	1,819百万円
繰入金	150百万円	75百万円	55百万円
うち基準外繰入金	12百万円	—	—
経常収支比率	122.0%	105.8%	103.3%
流動比率	314.8%	848.6%	1203.7%
経費回収率	90.7%	84.5%	84.1%
汚水処理原価	106.1円/m ³	109.5円/m ³	110.0円/m ³
水洗化率	96.3%	96.3%	96.3%
企業債残高対事業規模比率	204.4%	143.5%	120.8%
有形固定資産減価償却率	56.9%	68.9%	76.9%

6. 経営基盤の強化に向けた今後の取組み

➤ 広域化・共同化・最適化に関する事項

下水道事業として、事務の効率化を目指すために共同発注等を検討していきます。

➤ 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメント計画策定しており、計画的な施設の延命化（計画的な点検・改築の実施）及び改築費用の最適化・平準化を図っていきます。

➤ 使用料の見直しに関する事項

計画期間内では、一般会計からの繰入金も含めて資金残高（図 5-8 資金残高）が維持できておりますが、将来の更新費用等の財源として見込んでおります。現在の下水道使用料（表 2-5）の改定を見込んでおりませんが、下水道事業経営の観点からは、下水道使用料にて経費を賄うことが原則（図 5-13 経費回収率）です。このような中で、一般会計からの繰入金に依存した結果としての資金残高ではなく、経営の健全性から基盤強化のため定期的に使用料の見直しを検討する必要があると考えます。

➤ 主要な経費に関する事項

職員給与費に関しては、最小限の職員数で、より良いサービスが提供できるよう適正化に努めています。また、動力費に関しては、従来から運転方法を工夫して経費削減に取り組んでおり、施設更新時に省電力の機器整備を図っています。修繕費に関しては、従来から計画的に修繕工事を実施しています。

以上の主要経費をはじめ、本町では今後も経費削減に取り組んでいきます。

7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

7-1. 進捗管理及び見直しの方法

本経営戦略については、PDCA サイクルに基づき、計画の策定 (Plan)、事業の実行 (Do)、達成度の評価 (Check)、改善 (Action) を行い、フォローアップしていきます。このうち達成度の評価及び改善については、下記に示すように、モニタリング及びローリングにより実施します (図 7-1)。

1) モニタリング

投資計画の進捗確認と財政状況 (損益、資金残高、企業債残高) の確認を毎年度実施します。モニタリングにおいて計画との大きな乖離が認められた場合には、次に示す計画見直し (ローリング) を待たずに、計画の全体的な見直しや再検討を実施します。

2) ローリング

計画期間の中間において本経営戦略の見直し (ローリング) を行うものとします。

見直しにあたっては、モニタリングを踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討します。

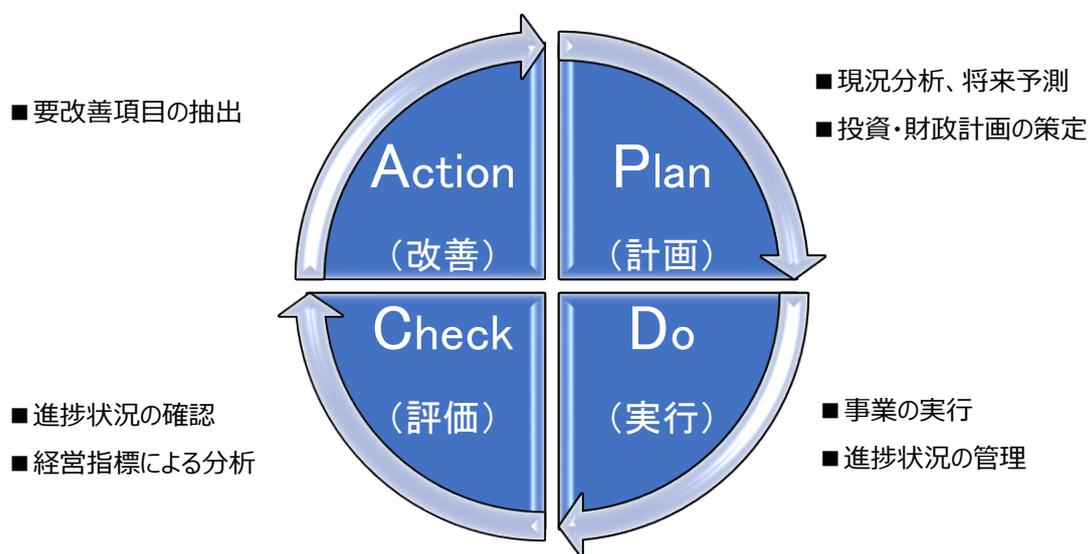


図 7-1 PDCA サイクル

